

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和３年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和３年度取組実績	今後の課題及び対応策
(1)人口増対策	①都市計画区域の変更による開発可能区域の確保	地区計画等を活用しての土地利用促進	市街化区域内では宅地開発が進み、宅地開発可能な土地が少なくなっている。	・市街化区域に隣接する土地調査 ・地区計画	市街化調整区域における地区計画の運用基準を策定し、地区計画についての考え方を整理した。また宅地開発についての地区計画の都市計画決定を1件行った。	今後地区計画等に関する申出書が提出される見込みの案件があるので、地区計画の策定手続きをスムーズに進められるよう関係各所と協議を行う必要がある。
	②移住促進に係るPR推進	移住定住促進事業	基山町の人口は平成12年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	移住希望のニーズに対応するため、各種相談会やポータルサイトの製作、定住促進用のパンフレット等を作成し、福岡都市部への近接性を最大限に活かした移住定住の促進を行う。ターゲットを福岡都市圏の通勤通学をする子育て、若者世代に絞り、市内の路線バスや地下鉄などへの効果的な広告やメディア媒体を活用したイメージ戦略を行う。	町ＨＰを中心に移住体験住宅及び各種移住支援施策の紹介を行うとともに、佐賀県や民間企業との連携による移住オンラインイベントに参加した。また、地方創生推進交付金を活用し、町の魅力を効果的に発信するため、町内の四季折々の魅力を掲載した「町内おもてなしマップ（暮らしの歳時記編）」を作成した。	「住みたいまち基山の創造」の実現のために、引き続き、ホームページを活用した情報発信を行い、基山町で暮らす魅力や基山町の地域資源を活用した移住プロモーション活動を充実させるとともに、佐賀県などと連携して、子育て・若者世代をターゲットとして効果的な情報発信を行う必要がある。
	③空家対策による移住定住促進	すまいるナビ、JTIのマイホーム借上げ制度との連携、不良住宅除去費補助金	少子高齢化や核家族化により空家が年々増加しており、今後も人口減少などで増えていくと見込まれる。	すまいるナビ（町内の空家等を売りたい・貸したい人、それを買いたい・借りたい方をマッチングする） JTIのマイホーム借上げ制度との連携（50歳以上の所有する住宅をJTIが借上げ、3年の定期借家契約で子育て世帯等に転貸する） 不良住宅除去費補助金（不良住宅の除去に要する工事費の一部を助成する）	令和２年度のすまいるナビによる成約実績は0件及び不良住宅除去費補助金交付実績は1件となった。 令和３年度より家財処分等費用補助金の補助要件の緩和を行い交付実績が6件の増加となった。	空家の活用は、所有者の空家活用に対する理解が必要であるため、空家所有者アンケートをはじめとして、町ホームページや広報等でさらなる制度の周知を行い、空家の除却及び利活用の理解促進を行う必要がある。
	④企業誘致による雇用確保、定住促進	無料職業紹介所の設置	企業誘致を行う際に用地確保を重要課題としていたが、進出後の企業によっては、人材確保に苦渋し、事業が拡大できない状況である。	無料職業紹介所を設置することで、求職者と求人のきめ細やかなマッチングを支援することで、地元事業者の人材確保と定住促進を図る。	令和３年度は、1,233人（うち高齢者が658人）来所した。全部で150件の紹介状を発行し、54件の雇用マッチングをすることができた。また、雇用関係助成金の申請の取り扱いを14件行った。	引き続き、さらなる基山町無料紹介所の認知度の向上と雇用マッチング件数や高齢者の就労の機会の拡大及び雇用関係助成金の申請を推進する。また、就労につながったものについて、継続雇用となるように精度の高い雇用マッチングとなるよう努める。
	⑤子育て支援による移住、定住促進	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	子育て交流広場を、保健センター2階で運営している。	基山保育園の建て替えに併せて、子育て交流広場を設置し、保健センターに設置予定の子育て世代包括支援センター等の子育て支援機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	子育て交流広場のプレイルームを無料開放することで、天候に関係なく、子どもと保護者が自由に遊べ、子育てに関する情報交換や仲間づくりの場として、利用されている。また、子育て交流広場内に子育てコンシェルジュを配置し、育児の悩みや相談等に応じた。	育児の悩みや相談等、子育て世代包括支援センターと連携して対応していく。 昨年度より、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下で、利用制限等を行った。今後もコロナ禍において、利用者が安心して利用してもらえるよう、施設の運営方法等について、検討していく必要がある。
		子育て支援施策の効果的広報	子育て支援施策を整理した子育て支援ガイドブックを作成している。	子育て支援ガイドブックを、子育て世代の意見も取り入れながら整理、ビジュアル的にリバイスし、子育て支援策をわかりやすく伝える。	子育て支援ガイドブックについて、「豆本」を増刷し、情報の提供に努めた。	最新の情報提供、内容の充実を図るため、内容等について加筆、修正等を行う必要がある。
		子どもの居場所づくりの充実	放課後児童クラブ運営、子どもの居場所づくり教室を実施している。	子どもの居場所づくりの充実を図るため、多世代交流センター憩の家にキッズスペース（基山ランド）を設置、放課後児童クラブの増室を図る。また、事業内容の充実を図る。	コロナ禍であったが感染拡大防止対策を行い、町内の方々に協力いただきながら、子ども達の居場所確保のために子どもの居場所づくり教室を行った。 ひまわり教室では、静養室の畳の入替え、ブラインド修繕、コスモス教室Ｂでは、令和２年７月豪雨の雨漏りで傷んでいた床を張り替える等施設整備を図った。また、支援員（補助員）の処遇改善として国の補助を受け報酬の引き上げを行った。	共働き世帯の増加や住宅開発により今後も利用する子ども達が増えてくと予想される。安定した事業を行うため、放課後児童クラブ支援員（補助員）確保について広報等に努めたい。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和３年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画					
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和３年度取組実績	今後の課題及び対応策	
(2)持続可能な財政運営の実現		子育て・若者世帯の住宅取得補助金	基山町の人口は平成１２年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	申請者に中学生以下の子がいる世帯又は申請者もしくは配偶者のいずれかが４０歳に到達していない世帯が、基山町に定住することを目的として新築住宅又は中古住宅を取得した場合に子育て・若者世帯の住宅取得補助金を交付する。	子育て・若者世帯の住宅取得補助金の交付実績は56件と目標数の50件を上回った。 移住・定住にさらに効果的な取り組みとなるよう制度の見直しを行い、「Ｕターン者加算」、「若基小学校区加算」の新規加算の追加を行った。	予算規模以上の申請があったため、今後は全ての対象者に対する支援が実施できるよう予算規模の拡充検討を行う必要がある。	
		新婚世帯家賃補助金	基山町の人口は平成１２年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	賃貸借契約に基づき、基山町内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の所在地に住民登録している世帯に対し、家賃補助金を交付する。（対象は、過去1年以内に婚姻の届出をされた新婚世帯で、申請者もしくは配偶者のいずれかが４０歳に到達していない世帯。）	結婚新生活支援補助金を実施した。 交付実績は６件と目標数の４件を上回った。 移住・定住にさらに効果的な取り組みとなるよう制度の見直しを行い、「年齢要件」、「所得要件」の緩和を行った。	補助金申請時のアンケートでは本事業が結婚新生活に伴う経済的不安の軽減に役立ったという回答が100%という結果となっている。ついで、今後はさらに効果的な事業となるよう、制度の見直し等を行うとともに、継続して補助金交付を行う必要がある。	
		移住体験住宅事業	基山町の人口は平成１２年の19,176人をピークに減少傾向にあるため少子高齢化の流れに歯止めをかける必要がある。	大学の学生によるアイデアを取り入れて地元業者施工による改修というモデル住宅委託事業を行い、低コストで満足度の高い環境を提供する。完成したモデル住宅は、移住体験住宅やリノベモデル住宅として活用する。	小倉移住体験住宅利用実績は２件、宮浦移住体験住宅利用実績は５件となった。 利用者に対し、利用期間中に使用できるコミュニティバスのお試しバスポート及びおもてなしマップを配布し、町内での周遊性を高めた。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて利用の制限を行った期間があった。ホームページの充実等によりPRを促進し、利用者の増加を図る必要がある。	
	①税収入等の確保	町税徴収率の向上	平成28年度町税４税（個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の現年課税・滞納繰越分を合わせた全体の徴収率は96.12%である。	町税徴収率の向上のため、口座振替の推進やコンビニ納付の周知を行いながら自主納付の推進を図る。また、職員のスキルアップを図るとともに、効果的な滞納整理を実践する。	佐賀県税務所へ職員を１名派遣し、滞納解消に努めた。また、県税と連携を図り一斉催告等の取組や滞納整理事務を行った。滞納整理や徴収事務の研修に参加し、職員のスキルアップを図ることができた。アプリ決済を導入し納税の利便性向上を図ることができた。令和３年度の徴収率は、97.61%であった。	町税徴収率の向上のため、口座振替やコンビニ納付、アプリ決済による納付等での納期限内の自主納付の推進を図る。督促状・催告書の発送、納税相談等を行うとともに、県と連携し、効果的な滞納整理を行う。外国人労働者に係る個人住民税の徴収についても引き続き関係課との連携や事業所への協力依頼を行う必要がある。また、職員の研修参加等によるスキルアップも続けていく必要がある。	
		②自主財源の確保	給食費の未納についての適切な徴収	給食費の未納については、児童生徒の卒業後徴収が難しくなるため、年度内に納付できなかった分が未収金として残っていた。	給食費の長期滞納がないよう、適切な納付干涉を行い年度内納付を心がけ、保護者の負担を軽減する。給食会計の効率的な運営のための会計処理の方法を検討し、事務改善を行う。	滞納者については、長期とならないように引き続き学校・こども課と連携し徴収している。 給食会計の効率的な運営のため引き続き情報収集し検討した。	滞納額が大きくなりやすい学校と連携し、電話による督促等の早めに対応を行う。未納が長期化する家庭に対し、納付指導等を行う。また、会計事務改善のため、徴収金管理システムの導入や給食会計効率化等の検討を引き続き行う。
			町有施設の使用料見直し	町有施設の供用開始当初の使用料設定は、利用促進を図るため、低く設定している。体育施設、町民会館、憩の家使用料は指定管理者が徴収している。	受益者負担の原則に立つた、運営費、維持補修費を基礎とした適正な見直しを行い、指定管理者委託料の適正化を図る。	令和２年度に町内の公共施設の使用料の見直しを行い、令和３年度に改定を行った。	「基山町使用料・手数料見直しの基本方針」に基づき、３年に１度使用料等の見直しを行っている。令和５年度に指定管理者や使用料を見直し、令和６年度からは新しい使用料を徴収する。
			ふるさと応援寄附の推進及び寄附金の活用	返礼品の開発などにより平成２８年度では約５億７千万円の寄付をいただっており、平成２９年度では約１０億６千万円の寄付を見込んでいる。また、平成２９年度には合宿所建設や放課後児童クラブ増設などに活用を行っている。	一定の自主財源の確保を図るため、返礼品の見直しを適宜行い制度の推進を図っていく。あわせて返礼品開発による地場産業・地場企業の活性化に寄与させていく。また、いただいた寄附金については、子育て支援や福祉、まちづくりに資するような事業への活用を行っている。	クラウドファンディング型のふるさと納税への取組みや、新たな寄附メニューを追加した。新たな返礼品の開発・見直しを適宜行い制度の推進を図った。	体験型の返礼品の開発や、掲載している返礼品の改良・見直し、寄附金使途の積極的な公表を実施し、更なる自主財源の確保を図る。
			有料広告事業の推進	ホームページのバナー、町立図書館のブックカバーへの有料広告利用が伸びていない。	広告代理店等と連携し、広告主の募集や新たな広告媒体を検討し利用促進を図っていく。	住民課カウンター下・エレベーター内へ新たな広告媒体の募集を行ったが、応募がなかった。	新たな広告媒体の導入などについて引き続き検討を行う必要がある。
			未利用地の有効活用	一団の町有未利用地は少ないが、開発等に伴う残地等は未利用のまま点在している。	公共利用の見込みがないものについては、払下げなどの検討を行う。本郷・城の上線道路改良の残地（旧神の浦ため池）の有効活用を図る。	旧神の浦ため池跡地について、残り３区画の公募型プロポーザルを行い、このうち１区画を売却することができた。	旧神の浦ため池跡地の残りの区画は公共用地としての活用について、その他の未利用地は払下げ等について検討する必要がある。
		③事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施時における国庫補助制度等の積極的活用	事業実施を検討する際、国庫の補助金や財団等の助成金の活用の検討を行っている。	国庫の補助金や財団等の助成金の活用の検討を行う。あわせて他自治体の同種の事業実施を参考に研究を行う。	国、県の補助金制度については、引き続き積極的な活用を行った。また、財団等の助成金の情報を庁内全体に提供し活用を検討した。	財源を確保するために、様々な補助金等の情報の収集及び各課、関係団体に情報提供を図ることで活用の促進を図る必要がある。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和３年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和３年度取組実績	今後の課題及び対応策
	④中長期財政計画の随時見直し、適正管理	中長期財政計画の随時見直し	平成２２年９月に１０年間の中長期財政計画を策定し、その中間を経過した平成２８年度に見直しを行っている。	基山町公共施設等総合管理計画の随時見直しや新たな事業などを反映しつつ、中長期財政計画の随時見直しを行う。	令和３年度に中期財政計画（令和４年度～令和８年度までの５年間）を見直した。	基山町公共施設等総合管理計画や新たな事業を反映しつつ、中長期財政計画の見直し必要がある。
	⑤基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	公共施設の点検等の維持管理情報の活用による計画的更新	公共施設の点検等の維持管理情報は、それぞれに管理し、対処的に実施している。	公共施設の点検等の維持管理情報を活用し計画的に更新を実施することで財政負担を平準化する。総合管理計画及び施設点検結果等に基づき予防的保全の視点から施設の補修及び更新を行う。	各施設担当課にて個別施設計画の更新を行うとともに、公共施設等総合マネジメントチームにおいて、公共施設の管理に関する情報を共有化し、全庁的な体制で施設管理を行った。	予防的保全の視点から引き続き施設の補修及び更新を計画的に行っていく必要がある。
		基山町公共施設等総合管理計画の随時見直し、適正管理	平成２８年度に策定を行っている。	財政負担の平準化や策定後の新たなハード事業を盛り込んでいくことなど、適宜見直しを行っていく。	個別施設計画の更新作業を行い、公共施設等総合管理計画に内容を反映させるとともに時点修正等も加えた計画の改訂を行った。	更新時期を迎えている各施設について、事業が集中しないよう調整を図り、具体的な実施時期等の検討を行っていく必要がある。
	⑥補助金等に関する支出の適正化	補助金の検証と評価	平成21年の補助金等審査委員会にて、一定の見直しが行われているが、「補助事業」ということで削減保留となったものも存在する。	再度、検討委員会及び審査委員会を設置し、真に必要な補助金かを検証し、継続か否かを判断する。	予算査定において、補助金等検討委員会で指摘があったところは、検討し予算編成を行った。	補助金見直しのガイドラインを作成し、事業効果の検証を行っていく必要がある。
	⑦各保険に係る給付の適正化	通いの場の充実	介護予防教室については、期間を限定し業者委託により拠点的に実施している。地域によっては教室までの利便性が悪い。	要介護認定率を減少させるため、各区公民館等での介護予防サポーター（ボランティア）による通いの場（介護予防教室）を推進していく。	通いの場の出前講座を実施し、第3区、第14区の通いの場が立ち上がった。	未開催地区では、各種高齢者サークルが盛んに行われており、通いの場の魅力を伝え開催に繋げていく。
		国民健康保険の予防事業等の促進による医療費適正化	特定健診・保健指導の実施、ジェネリック医薬品の推進を行っている。	健康ポイントの活用、未受診者対策等により特定健診の受診率を向上させていく。保健指導の充実を図り重症化予防を実施。広報等によりジェネリック医薬品を推進させる。柔道整復施術療養費の適正化の取組を実施。消防署等からの情報提供を活用し国保連合会と連携して第三者行為求償事務の取組を強化する。	令和２年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症による受診控えが見られたものの、健診の受診率及び保健指導率はやや回復した。感染対策に留意しながら、令和元年以前の町の健診体制での特定健診・保健指導を実施した。	特定健診及び医療機関への受診控えの影響を受けて、生活習慣病の悪化が懸念されるため、より未受診者対策に力を入れる必要がある。
		後期高齢者医療の予防事業等の促進による、医療費適正化	健康診断を実施している。	健康診断及び予防等に取り組む。	歯科健診の未受診者に歯の大切さを周知するとともに、健診に受診していただくよう勧奨通知を実施した結果、受診率が向上した。	今後は、他の健診とあわせて歯科健診受診率の向上を継続していく必要がある。また、糖尿病重症化予防については、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施をより強化していく必要がある。
(3)行政サービスの向上	①窓口業務のサービスの向上	コンビニ交付サービスの利用推進	コンビニ交付サービスの利用者が少ない状況である。	町内外への広報を行う。コンビニ交付サービス利用のために、個人番号カードの取得促進を行う。	コンビニ交付サービスの利用促進に向け、ホームページに掲載のほか、個人番号カード交付時にコンビニ交付利用の案内チラシを配布した。また、個人番号カードの取得促進のため、町のイベントを利用して申請支援を行った。今年度は個人番号カードの取得者が前年度より増え、コンビニ交付の利用が増えた。	コンビニ交付サービスの利用には、個人番号カードが必要なたため、個人番号カードの取得促進をさらに行う必要がある。また、個人番号カード交付の際には、コンビニ交付についても引き続き説明をする。
		図書館祝日開館の推進	平成２８年４月より閉館時間を１７時から１８時に変更し、開館時間を１時間延長した。館内整理日による休館をなくし、開館日を増やした。	祝日の図書館開館を検討する。	本年度も祝日開館を実施し、年間の開館日数は、304日となった。	今後も継続して祝日開館を実施する。祝日開館し、開館日数が増加した分の代替え人員の確保と、増加する光熱費等の予算が必要である。
	②高齢者福祉の推進	地域包括ケアシステムの推進	高齢化が進むにつれて、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、生活支援の必要性が増している。	高齢者のニーズとサービス提供主体のマッチングを行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進する。	避難行動要支援者台帳登録者のひとり暮らしの高齢者から個別訪問を実施し、生活状況把握に努めた。	生活における不安や課題について、今後、支援方法等の検討が必要である。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和３年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和３年度取組実績	今後の課題及び対応策
		地域包括ケアシステムの推進	高齢化が進む中、住み慣れた地域で暮らしを継続するためには、健康寿命を延ばし、生活の質を高める必要がある。	高齢者がいきいきと暮らし続けられるよう介護予防や健康増進事業に積極的に参加することを促進するため、参加者に対しポイントを付与する。ポイントは、基山シール会ポイントと交換するものとし、高齢者の健康気運を高める。	ホームページや広報により周知を行い、継続して事業の促進を図った。	地域でいきいきと暮らし続けられるよう介護予防や健康増進事業への参加が大切であることの周知をより効果的に行う必要がある。
	③子育て支援の推進	児童見守り等に関する地域との連携	登下校時の見守り等、地域での独自事業が自主的に行われている。	登下校時のみならず、地域による防犯パトロール実施を推進する。こども110番の家等により安全の確保を図る。	安全なまちづくり推進協議会やP T A等関係団体と連携して、道路の危険箇所や注意が必要な箇所の点検を行った。	通学路の点検を行い計画的に対策を講じる。各関係団体と連携し、110番の家の登録数を増やし児童の見守りを行っていく。
		医療費等助成制度の充実	10組に1組の夫婦が不妊に悩んでいると言われていたが、子どもを持ちたいと願うその治療費は、保険適用されていないため、高額な医療費がかかり、不妊に悩む夫婦を経済面でも苦しめている。基山町は全国平均よりも出生率が低い状況である。	子どもを産み育てる環境づくりの根源となる妊娠への一助となるよう、不妊治療費の助成を行う。	広報・ホームページへの掲載、県不妊治療助成申請時に助奨を行った。不妊治療費助成件数は20件であった。	令和4年4月より不妊治療が保険適用となるため、県や近隣市町の助成について確認し、今後の助成については検討する必要がある。
		町の保育の質と量の確保	町立の基山保育園は築40年以上経過し、建て替えが必要な状況である。	基山保育園の建て替えについては、公立保育所1園、民間保育所1園で整備し、待機児童がでないよう町の保育の質と量を確保する。	令和２年４月１日に基山っ子みらい館へ公立の基山保育園が移転した。移転後も、安定した運営や保護者の保育ニーズに応えるための保育の質の向上に取り組んだ。加えて、移転と同時に保育士の負担軽減のためのICT化に取り組んでいる。また、増え続ける保育ニーズに応えるため、令和４年４月開園を目指し、小規模保育施設の設置に取り組んだ。	基山っ子みらい館と保健センター、病後児保育施設等が連携し、子育て支援のワンストップ拠点として活用を進めていく必要がある。 近年、子どもの数が増加しており、町内の民間保育施設等とも連携し、待機児童がでないよう入所調整を進めていく必要がある。
		子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援法を踏まえ、基山町子ども・子育て支援事業計画として、平成27年度～31年度版を策定している。	子育て支援サービスのニーズ等を踏まえ、平成32年度～平成36年度版を作成する。	第２期基山町子ども・子育て支援事業計画に掲げた７つの基本目標を達成するため、関係各課が事業に取り組み、令和３年９月末に開催した子ども・子育て会議の中で、各委員からの意見聴取を行った。	新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかった事業があった。続くコロナ禍の中で、どのように事業を実施していくか、検討が必要である。
		医療費等助成制度の充実	乳幼児や学童のインフルエンザ予防接種は任意接種のワクチンとして位置づけられている。現在、接種費用の全額を保護者負担により実施している。	接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援として実施する。	広報、ホームページへの掲載、乳幼児健診等での保護者への周知、町内医療機関へのポスター掲示を行った。令和3年度実績1,375件であった。	今後も子育て支援の一環として、インフルエンザ予防接種費用の助成を継続して行う必要がある。
	④多文化共生社会の推進	基山町多文化共生推進プランの策定及び推進	外国人の住民登録者数が最近３年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	生活者としての外国人住民にとって住みよい町は、誰もが住みやすく活躍できる町づくりにつながることから、基山町における多文化共生社会の実現に向けたプランを策定し、着実な推進を図る。	基山町多文化共生の推進のため、コロナ禍ではあったが、「日本語学校」や「国際交流音楽祭」を開催することができた。	基山町多文化共生社会の実現のため、課題の整理や県内の事業推進状況の確認が必要である。
		基山町多文化共生社会推進会議の設置	外国人の住民登録者数が最近３年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	外国人住民や日本人住民、外国人雇用企業担当者、行政担当者などオール基山考える体制を構築し、情報の共有と相互理解を図りながら、基山町多文化共生プランの進捗状況の確認と各自の責任と役割を果たしていく。	基山町多文化共生社会推進会議の設置に向けた検討を行った。	基山町多文化共生社会に向けて、地域社会における多文化共生の意識づくりに努める必要がある。
		日本語教室の設置	外国人の住民登録者数が最近３年間で倍増している中で、誰もが活躍できる社会づくりが求められている。	基山町内に日本語教室を設置し、生活に必要な日本語の習得を中心として生活上のルール等も学びながら在住外国人を支援すると共に、在住日本人へも相互理解の窓口として活用する。	日本語教室はコロナ禍のためＷｅｂ会議システムを利用して実施し、多文化共生に理解関心を持つ支援者の増加を図るため、「国際交流音楽祭」を開催した。	在住外国人と在住日本人の相互理解を深めていくために、広報・啓発活動等を行い、日本での生活マナーや防災情報などをやさしい日本語で発信していく必要がある。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和３年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和３年度取組実績	今後の課題及び対応策
	⑤地域公共交通の利便性の向上	コミュニティバス等の利用促進	高齢化が進む中で、日常生活における移動手段としてコミュニティバス等が十分に利用されていない。	運転免許証返納サービス・路線・ダイヤの見直し・イベント等での利用促進PR活動・お試し乗車の取組み	運転免許証自主返納者を対象とした無料化による利用実績は延べ4,267人であった。 路線・ダイヤの見直しを地域公共交通活性化協議会で検討し、令和３年10月から路線の変更により基山町総合公園内に新たなバス停として「総合公園内駐車場」を設置するとともに、2号車路線において本桜線を増便することで利便性の向上を図った。 利用促進の取り組みとしては、引き続き出前講座での啓発や無料お試し乗車券や定期券（1か月フリーバス）等の企画乗車券の発券等を行った。 当該年度においては、特に本町の地域公共交通施策のマスタープランである「基山町地域公共交通計画」を策定し、今後のコミュニティバスの利便性向上や利用促進等に関する施策を定めた。また、現行のコミュニティバス運行を補完する将来に向けた新たなモビリティサービスを検討するためにきやま地方創生モビリティ研究会を設置して実証実験に取り組んだ。	新型コロナウイルス感染症の影響の中で当該年度の利用者については、昨年度から約11％増加したが、令和元年度の利用者数には及んでいないため、「基山町地域公共交通計画」に基づき、引き続きニーズを踏まえた路線・ダイヤ等の見直しによる利便性の向上に取り組むとともに、運転免許証自主返納者の運賃無料化や無料お試し乗車券や定期券（1か月フリーバス）等の企画乗車券について出前講座や町の各種広報媒体を活用して利用促進を図る。 また、将来に向けた持続可能な新たなモビリティサービスの導入について検討する。
	⑥安全な交通基盤の確保	安全な交通基盤の確保のため歩道狭小等の道路など歩行者の安全対策を視点にした道路改良	円滑な自動車移動の為、車道の道路拡幅の視点により道路の改良を行っている。	歩道狭小や転落の危険等が潜在する道路の改良に努めることで、道路の継続的で安全な道路交通基盤を確保する。	地元区長、地元関係者、関係機関と協議の上、カラー舗装の設置、転落防止柵の設置、区画線の引き直し、ラバーボールの設置、カーブミラーの修繕・設置、横断旗や飛び出し人形の設置等の交通安全施設の計画的な整備を行った。	交通安全施設について、今後も定期的な点検を実施し、計画的な修繕・設置等を行う必要がある。
		安全な交通基盤の確保のため道路施設の適正更新	道路等施設老朽化に対する更新について、交通量が多い幹線道路では、対処的対応で行っている。	道路施設となる「橋梁、舗装」の補修に対し予防保全的対応を実施することで道路の継続的で安全な道路交通網確保する。	町道の路面性状調査を実施し、舗装の損傷具合等を総合的に判断して順付けを行った舗装維持管理計画を策定した。	舗装維持管理計画に沿って、計画的に舗装補修を行っていき、道路陥没や路肩崩壊が発生した際には随時修繕を行うなど緊急的な対応も必要である。
(4)効率的・効果的行政運営の確立	①課・係等の組織の適正化	組織の再編	平成27年4月に大幅な機構改革を実施し、平成28年4月には懸案事項となっていた部分の一部機構改革を実施した。しかしながら情勢も刻々と変化することから常に見直しなどの検討を行う必要がある。	・迅速な意思決定や総合的な事業展開を図るためには、各課係の業務量等の平準化を図り、課長と係長が十分に掌握できる範囲の業務量を設定する必要がある。 ・その時々業務量に合わせた課係の再編を行う。	総務企画課を総務課と企画政策課への分課、まちづくり課に環境対策室を新設、建設課に工務第1係、工務第2係を新設、教育学習課の係を統合し、新たに教育総務係と学校教育係とする令和4年度の組織再編の検討を行った。	今後もコースズや情勢に対応した課係の再編、各課業務量の増加に対応した翌年度以降の組織の検討を行う必要がある。
	②職員数及び職員配置の適正化	定員管理計画の見直し	現在も定員管理計画に基づき人員配置を行っているが、常に業務量と適正な人員配置については検討する必要がある。	必要人員を確保するため、「基山町職員定員管理計画」の見直しを行う。	長期的な職員の退職者数、再任用職員数を踏まえて、新規採用職員数の検討を行った。	組織機構改革を踏まえた定員管理計画を見直す必要がある。
	③人材の確保及び育成強化	職員研修目的での派遣の実施	現在は、佐賀県、九州経済産業局との人事交流を行っており一定の成果を上げている。	国や県の機関に研修目的で1年から2年間派遣し、各分野でのノウハウとネットワークを習得する機会を持たせる。	農林水産省へ1名の人事交流（2年間）、九州経済産業局へ1名の人事交流（2年3か月間・継続）、小郡市へ1名（2年間）の人事交流、佐賀県税事務所へ1名（1年間）の研修派遣を実施した。	中央省庁との人事交流にあり、これまでは必要となかった手当等の例規整備を行った。今後も民間との人事交流など研修先が変われば足りないものを整備又は導入していく必要がある。
	④民間機能の活用（指定管理者活用、PPP/PFI手法の導入等）	指定管理者制度等の有効活用	体育施設、町民会館、に加え、平成30年度より基山町合宿所に、指定管理者制度を導入する。	指定管理者制度を導入している施設については、サービスと安全面での検証を実施し、その他施設についても、指定管理者制度等の導入を図る。	体育施設、町民会館、憩の家、ジビエ解体処理場については、指定管理者制度により運営している。	指定管理者制度については、5年ごとに業者の指定を見直している。次回は令和6年度となるが、募集する令和5年度までには、指定管理者制度を継続するか直営で運営するかを検討する必要がある。
		アウトソーシングの推進	体育施設、町民会館、に加え、平成30年度より基山町合宿所に、指定管理者制度を導入する。	町事業を点検の上、アウトソーシングできる業務がないかについて研究・推進を行う。	アウトソーシングできる業務の検討を行った。	現在アウトソーシングできる業務はないが、今後の情勢に合わせて検討していく。
	⑤広域行政の推進	下水道事業の効率化及び経済性等の広域連携のメリットを活用した事業計画の検討	下水道事業について、広域連携により汚水処理を行っている。	下水道事業において地形や現状を考慮しながら広域連携と合併処理浄化槽などの個別処理との併用を検討し効率性、経済性を確保する。	下水道事業において、ポンプ場建設詳細設計を実施した。また、合併浄化槽の維持管理補助金を交付した。	流域下水の接続を予定どおり実施していく。個別処理区域の浄化槽の適切な維持管理が実施されるように周知啓発にしていく。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和３年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和３年度取組実績	今後の課題及び対応策
		消防事務の広域事務組合による実施	現在消防署運営等の消防事務については、鳥栖三養基地区消防事務組合において広域により実施されている。	消防署運営等の消防事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し実施していく。	消防事務について、鳥栖三養基地区消防事務組合に加入し広域実施している。	施設や車両等の老朽化により、負担金の増額が見込まれるため、事務組合と連携し、計画的な修繕等を行っていく必要がある。
		ごみ処理施設運営業務の広域清掃施設組合による実施	現在、ごみ処理施設運営業務については、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合において広域により実施されている。	ごみ処理施設運営業務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き筑紫野・小郡・基山清掃施設組合に加入し実施していく。	筑紫野市、小郡市、基山町の２市１町から収集したごみを、広域ごみ処理施設「グリーンヒル宝満」へ運搬し、適正処理を行った。「筑紫野・小郡・基山清掃施設組合グリーンヒル宝満熱回収施設（ごみ処理施設）施設長寿命化総合計画」に沿って、令和４年度～令和７年度に実施予定の基幹改良工事（延命化工事）及び長期包括運営管理委託の準備を行った。	「筑紫野・小郡・基山清掃施設組合グリーンヒル宝満熱回収施設（ごみ処理施設）施設長寿命化総合計画」に沿って、交付金等を活用した基幹改良工事（延命化工事）を実施し、長期間（２０年以上）安心安全な施設として稼働することを目指す必要がある。
		上水道事業の広域水道事業団による実施	現在、上水道事業については、佐賀東部水道事業団において広域により実施されている。	上水道事業については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き佐賀東部水道企業団に加入し実施していく。	上水道事業の広域実施を行っている。	単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、上水道事業の広域実施を継続して行う必要がある。
		し尿汚泥処理施設運営等の事務の広域事務組合による実施	現在、し尿汚泥処理運営等の事務については、三神地区環境事務組合において広域により実施されている。	し尿汚泥処理運営業務等の事務については、単独実施よりも広域による実施が効率的であるため、引き続き三神地区環境事務組合に加入し実施していく。	神埼市、佐賀市、吉野ヶ里町、基山町、みやき町、上峰町の２市４町から収集したし尿及び浄化槽汚泥を三神地区汚泥再生処理センターへ運搬し、適正処理を行った。令和４年１月に「神埼・三養基地域循環型社会形成推進地域計画」の変更報告を行い、令和４年度から令和６年度に実施予定の基幹的設備改良事業の発注支援業務事業に取り組んだ。（検討委員会の中で協議し、基幹的設備改良工事施工計画書及び発注仕様書を決定した。）	令和４年１月に変更報告した「神埼・三養基地域循環型社会形成推進地域計画」に沿って、交付金等を活用し、効率的に施設の維持管理及び設備の更新を行う必要がある。
(5)協働のまちづくりの推進	①地域組織、NPO等による協働によるまちづくり活動の促進	自主防災組織の強化	東日本大震災、熊本地震等の発生により防災意識が高まってきている。	自主防災組織を醸成するために防災講演会を実施する。	佐賀県自主防災組織リーダー研修会を１月に基山町で開催すると共に、基山町自主防災組織リーダー研修会を開催、どちらも約60名が受講した。	今後も自主防災組織向けの講習会等を実施すると共に、自主防災会単位での研修会の実施や災害時の備品等整備補助金の申請を働きかけ、自助・共助の強化を行う必要がある。
		基山町まちづくり基金事業による町民活動団体への支援	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	町民のまちづくりに対するやる気を支援できる制度として、多くの方々の意見を取り入れながら、基山町まちづくり基金事業の活用促進とよりよい制度へ改善検討を行う。	基山町まちづくり基金事業のまちづくり計画に基づく事業については、令和４年以降の特例継続の交付要件について審議会で意見をもらい改訂した。基山町まちづくり基金事業により、16団体を支援した。	基山町まちづくり基金事業補助金の特例継続の交付要件を町民活動団体の改めて周知し自立的、継続的に活動をしていくようにする必要がある。
		基山町男女共同参画推進プランに掲げた施策の実行	基山町男女共同参画推進プランを実際に進めるため、実施計画に基づいた各種施策の進捗状況の確認と啓発、関係機関等との連携が必要である。	男女共同参画推進プランに基づく町民への啓発活動や審議会等への女性登用目標値達成等に向けた関係機関との連携に取り組んでいく。	佐賀県男女共同参画センター（アバンセ）と共催して、職員向けの研修を実施した。また、町民会館でのパネル展示や広報紙への記事の掲載により町民への啓発活動を行った。	男女共同参画推進プランで定めている審議会等の女性登用目標値は30%（現在25.8%）であり、目標を達成するために、啓発活動を引き続き行っていく必要がある。
	②協働の手法による適切な町民ニーズの把握	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	集落支援員制度を活用し、自治会活動コーディネーターを雇用し、基山町社会福祉協議会や健康福祉課が派遣する生活支援コーディネーターと協力して地域コミュニティ活動の活性化支援を行う。	自治会活動コーディネーターが地域の高齢者宅に訪問して、町民のニーズや課題を把握し、活動の支援を行った。	一人世帯の高齢者が増加する中、地域コミュニティの活動が活発になっていくことで、地域の活性化に繋がっていく。そのため、自治会ごとの地域コミュニティ活動の推進及び定着化を図る必要がある。
		交通安全対策における地域見守りと連携した対策検討	不定期な巡視や地域からの情報提供を受け、対策を実施していた。	交通安全対策において、危険箇所などのハード対策でなく地域見守りと連携し効果的なハード対策を計画実施する。	地元区長、地元関係者、関係機関と協議の上、カラー舗装の設置、転落防止柵の設置、区画線の引き直し、カーブミラーの修繕・設置、横断旗や飛び出し人形の設置等の交通安全施設の計画的な整備を行った。また、小中学校においては、警察、交通安全指導員による交通安全教室の実施、安全な町づくり推進協議会委員、各種団体での登下校時の見守り活動の実施等で安全対策を行った。	交通安全施設について、今後も定期的な点検を実施し、計画的な修繕・設置等を行う必要がある。また、小中学校における安全指導や地域での見守り活動等を継続し、安全の確保を図っていく必要がある。

○第6次基山町行政改革大綱 進捗状況一覧（令和３年度）

行政改革大綱		行政改革実施計画				
行政改革推進項目	具体的な推進方策	取組項目	現状	取組内容（計画）	令和３年度取組実績	今後の課題及び対応策
		基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働化推進計画の推進	基山町まちづくり基本条例で掲げられた協働のまちづくりを具体的に進める施策が必要である。	協働化推進計画にある町民提案制度や協働化事業の提案など基本条例に掲げられた各種制度の定着と確実な実行により町民ニーズの把握に努めると共に、PDCAサイクルに基づく協働化推進計画の着実な見直しと推進を図る。	協働化推進計画のもと、協働のまちづくりのための取組（町民提案、まちづくり基金、地域担当職員等）を適正に行った。また、ホームページや広報等で各種制度を周知した。	町民主体のまちづくりを推進するための支援を引き続き行うために、ホームページや広報等で各種制度をさらに効果的に周知する必要がある。
(6)行政運営に係る透明性の向上、積極的な情報発信	①情報公開の推進	行政情報の公開	情報公開コーナー、図書館において紙媒体により各種情報を公開している。また広報、ホームページにおいても公開している。	公開している行政情報の充実を図る。	情報公開コーナー、広報及びホームページ等において、各種行政情報を公開した。また、情報公開コーナーにおいて公開している情報について一覧化を行い、台帳の備え付けを行った。	誰もが必要な情報を迅速に把握できるように、情報公開コーナーにおいて公開している情報の一覧について、随時更新していく必要がある。
	②情報発信の推進（町ホームページの改修等）	情報提供の充実	情報の発信については、広報「きやま」、ホームページ、フェイスブック、出前講座により情報提供を行っている。ホームページについては、平成29年度にリニューアルした。	ホームページを活用し、情報提供を充実させる。	ホームページに掲載した記事をSNSなどにも掲載し、情報認知度の向上に努めた。また、LINEとホームページを連動し、より多くの方に町の情報を提供した。	LINEは幅広い世代に多くの利用者がいるため、情報発信ツールとして効果があるが、その登録者を今後も増やし、より多くの方に情報を発信する必要がある。
	③事業評価の確立	行政評価公表の充実	行政評価により事務事業の評価を行い公表を実施している。	行政評価を活用し、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的な業務改善を行う。評価結果の公表を行う。	3～5年間で全体的に見直すよう変更した２年目の年度であり、274事業のうち48事業の評価を行った。実施時期を早め、評価結果を７月に公表した。	年度当初に実施する見直しを行ったが、担当係が総合的に評価できるように時期の再検討を行う必要がある。また、事務事業評価シートの改善ができないか検討する。